

教育予算の拡充を求める意見書

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行にともなう障がいのある子どもたちへの合理的な配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。加えて、学習指導要領の改正により、授業時数や指導内容も増加している。こうした課題の解決に向け、少人数教育を推進する計画的な教職員定数改善が必要である。

しかし、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いており、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度は、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるようにすることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。よって、国におかれては、2017（平成29）年度政府予算編成において、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

広島県庄原市議会